

当サイトの利用にあたっては、運用規程を必ずお読みいただき、ご利用ください。

労働災害防止のためのICT活用データベース運用規程

制定：平成31年4月1日

（目的）

第1条 本規程は、建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という。）において、「建災防ホームページ管理運用規程」に基づき運営する「労働災害防止のためのICT活用データベース」（以下、「本データベース」という。）に関し、その利用、登録及び管理をする上で必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本データベースに情報を登録申請及び変更申請しようとする者を「申請者」、情報を登録する者を「登録者」、本データベースに掲載されている情報を閲覧・利用する者を「利用者」とする。

- 2 本データベースはICTを活用した労働災害防止に資する情報及び開発が望まれるICT情報を掲載するものであり、ここでいう「ICT」とは、情報通信技術（Information and Communication Technology）をいう。

（責務）

第3条 前条に定める申請者、登録者、利用者は、本規程を遵守しなければならない。

（登録者の義務）

第4条 登録者は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) データベースに掲載する情報に対し、一切の責任を負うこと。
- (2) 掲載する写真や文章は著作権法等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に配慮すること。

（利用者の義務）

第5条 利用者は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) データベースに掲載された情報の利用については、自己の責任及び善良なる管理者の注意義務に基づき利用すること。
- (2) データベースに掲載された情報を活用して行う建設工事については、利用者の責任において、法令遵守、安全第一をもって工事の施工を行うこと。

（権利の帰属）

第6条 本データベースに掲載されている情報に関する著作権その他の権利については、登録者自身に、それ以外のコンテンツ一切の著作権その他の権利については建災防に帰属する。

(禁止事項)

第7条 本データベースの利用に際し、利用者は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法律、政令又は省令その他の法令に違反する目的・手段・方法により、本データベースで提供する情報を利用（他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用又は公序良俗に反する利用を含む。）する行為
- (2) 建災防及び登録者又は第三者に損害を与える行為（損害を与える恐れのある行為を含む。）
- (3) コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (4) 営利を目的として、登録者の情報を複製し第三者に提供する行為
- (5) その他、建災防が本データベース利用に際し、禁止する行為

(登録できる者)

第8条 本データベースに登録できる者は、ICTを活用した労働災害防止に資する情報及び開発が望まれるICT情報の掲載を希望する法人であり、申請によって登録することができる。

(提供するサービス)

第9条 本データベースで提供するサービスは、本データベースへの登録を行った法人の労働災害防止活動に資するICT情報の紹介とする。なお、本データベースに掲載される情報は、登録者の申請に基づくものであり、ICT技術の保証を行うものではない。

2 登録者は、本データベースに提供した情報が、本データベースの利用目的に沿って利用されるものである限り、その利用について許諾するものとする。

(掲載できない情報)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、掲載することができない。

- (1) 誇大又は虚偽のおそれがある情報
- (2) 公序良俗に反するおそれがある情報
- (3) 第三者の著作権、特許権等の権利侵害のおそれがある情報
- (4) 法令等に違反するおそれのある情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、建災防が不適切であると認める情報

(登録の申請)

第11条 申請者は、別に定める応募要領に基づき、登録申請するものとし、建災防は、別に定める委員会において提出された資料の内容が適切であると認められる場合は、データベースに登録し情報を掲載する。

(登録の変更申請)

第12条 申請者は、その情報を変更しようとするときは、申請書をもって変更申請するものとし、建災防は、別に定める委員会において提出された資料の内容が適切であると認められる場合は、データベースに登録されている情報を変更する。

(登録料)

第13条 データベースの登録料は、無料とする。

(登録の抹消等)

第14条 建災防は、次の各号に該当する場合は、登録者の登録を抹消し又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消することができる。

- (1) 登録者から文書等によって登録抹消の申出があったとき。
 - (2) その他建災防が登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し若しくは抹消する必要があると認めるとき。
- 2 建災防は、前項の規定により登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消したときは登録者に通知する。

(データベースの利用の停止、休止、中断、変更)

第15条 建災防は、予告及び承諾なしに本データベースの運営を停止、中止又は中断し、又は本データベースに掲載される情報の全部若しくは一部を変更することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者が第7条に定める規定違反等により、建災防又は登録者に損害が発生した場合、建災防又は登録者は、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

(免責事項)

第17条 建災防及び第18条に基づきデータベースの管理の委託を受けた者は、本データベースの利用、登録及び管理にあたって生じた次の各号に掲げる事項について、一切の責任を負わない。

- (1) 利用者又は登録者が本データベースを利用、登録するにあたり生じた損害
- (2) 利用者が本データベースに掲載された登録者の情報を利用して売買、契約その他の取引を行って利用者または登録者に生じた損害
- (3) 本データベース及び登録者の情報として掲載されているリンク先のサイト等にアクセスしたために利用者または登録者に生じた損害
- (4) 登録者の情報として掲載されているリンク先のサイト等が保有する内容
- (5) 利用者または登録者が本データベースの情報をを用いて行う行為
- (6) 天災、ネットワーク障害その他の障害により利用者または登録者に生じた損害
- (7) 第14条に規定する登録抹消等または第15条に規定するデータベースの停止により利用者または登録者に生じた損害
- (8) その他、建災防の責めに帰すべき事由によらず生じた損害

(管理の委託)

第18条 建災防は、データベースの管理を第三者に委託することができる。

(個人情報の取扱い)

第19条 個人情報の取扱いは、個人情報保護法等の規定に基づき行う。

(運用規程の変更)

第20条 本規程の内容は、必要に応じて事前の予告なしに変更することができる。

(運用規程の同意)

第21条 利用者が本データベースを利用した場合、本規程に同意したものとみなす。

2 登録者は、本データベース登録の掲載に先立ち、本規程に同意しなければならない。

(雑則)

第22条 データベースの利用者または登録者と建災防の間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。